

湯河原町デジタル化推進会議設置要綱

令和3年10月14日

告示第81号

(設置)

第1条 (仮称)湯河原町デジタル化推進計画(以下「推進計画」という。)の策定及び実施に当たり、関係団体や民間事業者等から意見及び提言を求めため、湯河原町デジタル化推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、推進計画の策定及び実施に必要な事項について、町長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、副町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町の経済団体関係者
- (2) 町の福祉団体関係者
- (3) 有識者
- (4) 公募により選出された町民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、会議を進行する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に資料の提出を求め、若しくは出席を求め、又は関係事項について説明若しくは意見を聴くことができる。
- 3 会議は、デジタル化の方向性等について未決定事項を協議するため、原則として非公開とする。

(謝礼)

第7条 委員が会議へ出席した際の謝礼は、別表のとおりとする。ただし、会議時間が4時間以内の場合は、当該謝礼額の2分の1の額とする。

- 2 前項の規定は、会議が書面又はオンラインの場合も同様とする。

(費用弁償)

第8条 委員が会議へ出席した際の費用弁償は、湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年湯河原町条例第7号)による特

別職職員の額相当額とする。

2 前項の規定は、会議が書面又はオンラインの場合は、費用弁償は支給しないものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務を処理するため、デジタル化推進主管部署に事務局を置く。

2 事務局長は、デジタル化推進主管部署の長をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第7条関係）

区 分	金 額
会議	日額 10,000 円